

日医発第 1956 号（健Ⅱ）
令和 5 年 1 月 17 日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 范 敏

新型インフルエンザ等に係る「特定接種管理システム」の登録の有効期限満了に伴う手続きについて

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく別添のメール 2 件を特定接種管理システムから一部の登録事業者宛に配信した旨、厚生労働省より本会宛情報提供がありました。

本件は、12 月 30 日に特定接種の登録事業者に対してお願いされていた特定接種管理システム上の登録の更新手続きについて（別添 1）、本システムで一部繋がりにくい等の問題が生じていること、また新型コロナウイルス感染症の影響により現状対応が困難であることに鑑み、更新の手続きを一旦中止する旨連絡するものです（別添 2）。

現在更新手続きが完了していない登録情報については、一時的に期限が延長される処置が検討されており、その後の対応に関しては追って連絡されるとしています。

一方、現時点で手続きを完了された登録情報については更新処理が行われる予定で、すでに依頼された連絡先等変更または登録情報抹消は順次進められます。

なお、本件は平成 28 年から稼働した新型インフルエンザ等の特定接種管理システムに係るものであり、現在の新型コロナワクチン接種に係るものではないことにご留意ください。

つきましては、貴会におかれましてもご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

【システム操作に関するお問い合わせ】

ヘルプデスク（平日 9:00-17:00）

メールアドレス：support@tokutei.mhlw.go.jp

電話：03-6910-4813

【制度や運用に関する問い合わせ】

厚生労働省 健康局 結核感染症課 パンデミック対策推進室

メールアドレス：test-tokutei@mhlw.go.jp

(事業者名) 様
(ログインID: Vn × × × × × × × ×)

特定接種の登録事業者の有効期限が残り90 日となりました のでご連絡致します。
下記注意点をお読みの上、ご対応の程宜しくお願い致します。

対象事業所件数 ○件
有効期限：2023年3月30日まで

注意：
登録の有効期限は5年です。

有効期間満了の後も引き続き医療提供事業または、国民生活・国民経済安定分野の事業を行う事業者は、
下記期間内に登録期間の更新を受けることができます。

申請受付期間：登録の有効期間満了の日の90日前から30日前まで

更新をご希望でない場合もお手続きが必要となりますので、必ず期間内にご対応をお願い致します。
更新のお手続きは特定接種管理システムよりお願いします。

【特定接種管理システム】

<https://tokutei.mhlw.go.jp/vaccine/>

【パスワードを忘れた方はこちら】

<https://tokutei.mhlw.go.jp/vaccine/remindPassword.do>

お手続きの方法につきましては、操作マニュアルをご参照ください。

【特定接種管理システム申請者用操作マニュアル】

5.12.有効期限通知～5.14.更新の意思確認情報 更新確認をご参照ください。

<https://tokutei.mhlw.go.jp/docs/manual/tokuteisessyuuser.pdf>

なお、本メールと行き違いになっている場合は、なにとぞご容赦ください。
本件に関するお問い合わせは下記までお願いします。

【システム操作に関するお問い合わせ】

ヘルプデスク (平日9:00-17:00)

メールアドレス：support@tokutei.mhlw.go.jp

電話：03-6910-4813

【制度や運用に関する問い合わせ】

厚生労働省健康局結核感染症課パンデミック対策推進室

メールアドレス：test-tokutei@mhlw.go.jp

このメールは送信専用のメールアドレスから配信されています。
ご返信いただいてもお答えできませんのでご了承ください。

(事業者名) 様
(ログインID: Vn-××××××××)

平素より大変お世話になっております。
厚生労働省特定接種管理システムです。

先日、本システムに2018年3月30日付けでご登録頂いております登録事業者の皆様へ、
「【厚生労働省より】特定接種管理システム 登録事業者としての有効期限が間近となりました」
とのご連絡を差し上げ、登録の有効期限の更新にかかるご対応をお願いしておりました。

しかし、今回皆様にご対応頂くに当たって、本システムで一部繋がりにくい等の問題が生じていること、
また新型コロナウイルス感染症の影響により現状対応が困難である方々もおられることを鑑み、更新の手続きは一旦中止とさせていただきます。

現在更新手続きが完了していない登録情報につきましては、一時的に期限を延長させて頂く処置を検討しております。その後の対応に関しましては追ってご連絡させていただきます。

ご多忙の中貴重なお時間を割いて頂いておりましたところ、
こうした対応とさせて頂くこと深くお詫び申し上げます。
更新手続きについては、今後、丁寧に進めさせていただきます。

現時点で手続きを完了された登録情報につきましては更新処理を行う予定です。
すでに頂いておりました連絡先等変更または登録情報抹消のご依頼につきましては
順次進めさせていただきます。

御手数をおかけいたしましたこと誠に申し訳ございませんでした。
感染症対策につきまして今後ともご理解ご協力のほど宜しくお願いいたします。

本件に関するお問い合わせは下記までお願いします。

【システム操作に関するお問い合わせ】
ヘルプデスク (平日9:00-17:00)
メールアドレス: support@tokutei.mhlw.go.jp
電話: 03-6910-4813

【制度や運用に関する問い合わせ】
厚生労働省健康局結核感染症課パンデミック対策推進室
メールアドレス: test-tokutei@mhlw.go.jp

このメールは送信専用のメールアドレスから配信されています。
ご返信いただいてもお答えできませんのでご了承ください。